

高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例施行規則

平成17年11月 1 日

規則第86号

改正 平成27年 3月24日規則第11号

平成28年 3月31日規則第 9号

平成29年 1月27日規則第 1号

令和 2年12月28日規則第63号

令和 4年 3月25日規則第 7号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例(平成17年高岡市条例第117号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等)

第2条 条例第11条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第1号)とする。

(環境美化重点地区の指定等)

第3条 条例第12条に規定する環境美化重点地区は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市民等、事業者及び土地等管理者が積極的に環境美化に取り組む地域とする。

- (1) 高岡駅周辺及び新高岡駅周辺地域
- (2) 高岡を代表する観光地がある地域
- (3) 大規模な公共施設がある地域
- (4) 特別清掃活動を行っている地域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める地域

2 市長は、環境美化重点地区において、まちの良好な生活環境の保全及び美化を推進するため、公共的団体等と市民美化活動に関する協定(以下「環境美化重点地区美化協定」という。)を締結するとともに、当該公共的団体等が行う条例第21条に規定する市民美化活動への支援等、当該公共的団体等との連携その他必要な施策を重点的に実施するものとする。

3 前項の環境美化重点地区美化協定は、環境美化重点地区美化協定書(様式第2号)により行うものとする。

(勧告)

第4条 条例第13条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第3号、様式第4号及び様式第5号)により行うものとする。

(命令)

第5条 条例第14条の規定による命令は、命令書(様式第6号)により行うものとする。

(公表)

第6条 条例第15条に規定する公表は、高岡市公告式条例(平成17年高岡市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が認める方法により行うものとする。

(美しいまちづくり高岡市民連絡会議)

第7条 条例第16条第1項に規定する美しいまちづくり高岡市民連絡会議(以下「市民連絡会議」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の手による美しいまちづくり運動を推進するための啓発及び広報活動並びに実践活動の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 市民連絡会議を構成する団体の相互の連絡調整に関すること。
- (3) 環境美化重点地区の指定又は解除に関する意見を述べること。
- (4) 市民美化活動の調査及び評価に関すること。
- (5) 環境美化協定の締結の推進に関すること。
- (6) 環境美化ボランティアの登録の推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民連絡会議の目的を達成するために必要な事業(組織及び委員)

第8条 市民連絡会議は、公共的団体等、関係行政機関及び関係事業団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

- 2 委員は、構成団体の代表者をもって充てる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第9条 市民連絡会議に、会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、市民連絡会議の事業を統括し、市民連絡会議を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する副会長が、その職務を代理する。
(理事及び監事)

第10条 市民連絡会議に理事若干人及び監事2人を置く。

- 2 理事及び監事は、構成団体の委員から会長が指名する。
(専門部会)

第11条 市民の手による美しいまちづくり運動を推進するため、市民連絡会議に、調査企画部会及び美化推進部会の専門部会を設置し、その他必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 前項の専門部会の委員は、学識経験を有する者及び市民連絡会議の構成団体から選出された者で構成し、委員の互選により、部会長を選出する。
(会議)

第12条 市民連絡会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 市民連絡会議は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 市民連絡会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局及び運営)

第13条 市民連絡会議及び専門部会の事務局は、生活環境文化部環境政策課に置く。

2 各事業の運営は、高岡市役所の関係各部で組織する美しいまちづくり高岡市民連絡会議庁内推進委員会と連絡調整を行い実施するものとする。

(環境美化ボランティア)

第14条 条例第19条に規定する環境美化ボランティアの登録をしようとする者は、環境美化ボランティア登録申込書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(環境美化の日)

第15条 条例第20条に規定する環境美化の日は、6月の第1及び第2日曜日、7月の第1日曜日並びに9月の第4日曜日とする。

(市民美化活動の支援等)

第16条 市民美化活動への支援等を受けようとする者は、市民美化活動支援申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第3条第2項に規定する支援等について準用する。

(市の財政的措置)

第17条 条例第24条に規定する財政的措置は、次に掲げる団体を対象とする。

- (1) 環境美化重点地区美化協定を締結する団体
- (2) 環境美化協定を締結する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める団体

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例施行規則(平成15年高岡市規則第34号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 施行日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成27年3月24日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月27日規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月28日規則第63号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日規則第7号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。